

渋谷区人とネコとの共生ガイドライン

～地域ネコ活動は、「飼い主のいないネコを生き物として大切にし、
一代限りの命を全うさせる」環境改善活動です～

1 はじめに 人とネコとの調和のとれたまちづくり

(1) 飼い主のいないネコ（野良ネコ）や、マナー違反の飼い方による問題
区には下記のようなネコによる生活環境の侵害に関する相談が多数寄せられています。

- ・庭や、花壇、駐車場など敷地内への糞・尿による臭い。
特に発情期の雄ネコの尿は縄張りを示すために非常に強い臭気を発します。
- ・発情期の鳴き声、ケンカによる騒音。
- ・庭あらし。
- ・ゴミ漁り。

これらの被害はどこにでもみられます。これまでのさまざまな経験から、「ネコを単に排除する」だけでは、この問題の根本解決にはならないことがわかっています。

このほかに「エサを与えるだけで不妊・去勢手術や糞尿の管理をしない」ことも、地域の問題を拡大します。他人の管理する敷地内に「無断で立ち入りエサやりをする」のも問題ですが、自身の敷地内のエサやりでも、ネコの外飼いにより、不安や不快な思いをしている近隣住民は少なくありません。特に「置きエサ」は、時間がたつとゴミになって環境を汚したり、周辺地域からネコだけでなく、ほかの動物を集めることとなります。また子ネコが生まれることなどによって糞尿被害を広げたりすることで、地域の環境を悪化させてしまう無責任な迷惑行為と考えられています。

(2) ガイドライン策定のねらい

ネコは、「動物の愛護及び管理に関する法律」により、保護されています。法律により、みだりに殺傷、虐待、遺棄することは禁止されており、人との共生を図るべき存在です。

放し飼い・外飼いや、捨てネコなど、飼い主のいないネコを増やす要因を

なくし、あわせて、屋外で生活している飼い主のいないネコに対しては、地域で適切な世話・管理を行うことにより、地域の環境改善を図っていくことがネコと人の共生のあり方です。本ガイドラインでは、ネコの飼い主には適正飼育の方法を示し、飼い主のいないネコについては、ネコを快く思わない方も含めて、地域住民主体で取り組む「地域ネコ活動」の推進方策を示します。

2 飼い主のいないネコを増やさないためにすべきこと

(1) 飼い主の役割、マナー

① 終生飼養をする

ネコはかわいいペットであるとともに生き物です。家族の一員として、一生を終えるまで面倒をみる覚悟で飼い始めましょう。

② 繁殖目的がない限り、不妊・去勢をする

予想外の妊娠出産で飼いきれなくなって、捨てネコとしないため、早め早めに不妊・去勢手術を検討しましょう。

手術したネコは、発情期のうるさい鳴き声、臭いつけのマーキングがなくなります。

③ 原則、屋内飼育とする

ネコは屋内飼育が十分可能な動物です。交通事故、感染症から守るためにも役立ちます。

ネコは繁殖力の強い動物ですので、不妊・去勢をしていないネコを屋外に出さないでください。発情期に不妊手術をしていないメスネコは外に出すと、ほぼ 100%妊娠します。オスネコは外に出すとほかのネコを妊娠させ、捨てネコを増やす原因を作ってしまうことになります。

④ 身元の表示をする

あやまって逃げ出したときに、迷子になることを防ぎ、また飼い主のいないネコとまちがわれることのないよう、マイクロチップや首輪などに飼い主の身元を表示しましょう。また毛色や柄など特徴がわかるよう、いろいろな角度から写真を撮っておくことも有効です。

(2) 「飼い主のいないネコ」を「地域で管理されたネコ」に

「地域ネコ活動」とは

「飼い主のいないネコ」を適切な時期に不妊・去勢手術をし、エサを与えるとともに糞の清掃などをし、近隣に対する広報や報告により、地域の理解と協力を得ながら、「地域で管理されたネコ」としていく取り組みを「地域ネコ活動」といいます。

住民、ボランティア、行政が協力して地域ネコ活動を推進することで、飼い主のいないネコを減らし、環境問題の解決をはかります。

3 地域ネコ活動の実際

(1) 地域ネコ活動におけるそれぞれの役割

地域ネコ活動を円滑に進めるためには、行政・ボランティア・一般区民がそれぞれの役割を理解し、行動することが必要です。

① 行政

・普及啓発

地域ネコ活動の意義や方法を理解して協力を得るために区民対象に講演会の開催や、イベント等におけるチラシ等の作成・配布を行います。

地域からの相談や苦情を反映した企画立案を行い、関係者と連携しながら地域での周知、合意形成につながる活動をすすめていきます。

・捕獲ケージ貸出し

不妊去勢手術の実施を目的としてネコを捕獲する際に貸し出します。

・ボランティア登録制度の運営

ボランティア希望者には地域ネコ活動の目的や方法を説明し、要件をみたした団体をボランティア登録します。

登録団体には登録証の発行をし、活動地域の周辺住民への説明に同行したり、掲示板の利用の支援を行います。

・事前に内容を確認した上で、登録ボランティア作成のチラシや看板等に区の連名を載せることも可能です。

・条件を満たした場合、地域ネコとして管理されるネコに関する不妊・去勢手術助成金を支払います。

・管理ネコ台帳、各種情報の管理をします。

- ・地域からの要望への対応
相談、苦情等を受け付け、現地を確認したり、必要に応じボランティアや関係機関との連携による対策を考えます。

② 登録ボランティア

以下の活動を地域住民と協力して行います。

- ・活動範囲の地域ネコの状況を把握します。
- ・適切な時期に不妊・去勢手術をします。
- ・ネコ用トイレを設置します。
- ・時間管理による正しいエサやりの方法、トイレの管理方法を周知します。
- ・活動成果報告レポートなど、を発行します。

③ 地域ネコ活動に賛同される地域住民。

ボランティアと協力して下記の活動を行います。

- ・エサやり場やトイレ場所の提供。
- ・適正なエサやり、食べこぼしやエサ場周辺の清掃。
- ・ネコ用トイレの管理。
- ・地域ネコの見守り、情報提供など。
- ・不妊去勢手術のための情報提供、捕獲、搬送など。

(2) 地域ネコ活動の進め方

① 地域への周知、合意形成

地域ネコ活動には、地域住民の理解が不可欠です。行政と登録ボランティア等が協力して、折にふれ普及啓発活動を進めます。

活動を開始するにあたっては事前に、周辺にお住まいの方には直接活動の趣旨を説明し、理解を得ます。

② 適切なエサやり、片づけ

エサ場の位置は十分に検討しましょう。環境悪化につながる置きエサにしないよう、適量のエサを与えるとともに一定の時間が過ぎたら、きちんと片付け、周辺の清掃をします。

③ トイレの設置、清掃、地域の環境美化

ネコの被害の多くは糞尿によるものです。地域住民と登録ボランティアの

協力のもと、ネコのトイレを用意し、糞尿の被害を減らすようにします。またトイレ以外で排泄した糞についても、周囲の情報をもとに確認し、地域住民の協力も得て常に清潔を保つよう工夫します。

④ 地域ネコの把握

世話をするネコの数を把握し、健康状態などを観察します。捨てネコなど新たにネコが増えた場合は、地域に報告するとともに活動対象ネコ追加届を出して管理台帳に加えてください。

⑤ 不妊・去勢手術の実施

飼い主のいないネコは適切な時期に不妊・去勢手術をします。地域ネコとして管理しているネコが未手術の場合は、保健所や登録ボランティアに相談してください。地域ネコの手術費用は、登録ボランティアの申請により、助成対象となります。

ネコは生後半年位から毎年2～3回出産し、一回に2～8匹産みます。飼い主のいないネコの寿命は4～5年といわれており、対策をしないでおくと、一匹のネコが数十匹以上になることとなります。ネコが増えすぎないためには、不妊・去勢手術は欠かせません。

術後のネコの体調変化などについては注意深く見守りましょう。

⑥ 地域の合意形成

近隣を中心とする地域の方に活動報告レポートを発行し、地域の合意形成に努めましょう。

(3) 手術費用助成

地域ネコ活動を支援するために、ネコの不妊・去勢手術費の一部を助成します。

① 手術の対象となるネコ

- ア) 飼いネコについては、渋谷区内に飼い主が住んでいること。
- イ) 地域ネコについては、登録ボランティアの申請であること。
- ウ) 渋谷区内において飼育、世話されているネコであること。
- エ) 獣医師に手術可能と判断されること。

② 助成金額

- ア) 飼いネコの場合

不妊手術（メスネコ）	7, 0 0 0円
去勢手術（オスネコ）	5, 0 0 0円

1) 地域ネコの場合

不妊手術（メスネコ）	上限額	20, 0 0 0円
去勢手術（オスネコ）	上限額	10, 0 0 0円

③ 申請手続き

飼いネコについては、「渋谷区協力獣医師」の動物病院等に直接申し込みをしてください。申請書は協力動物病院等に用意してあります。申し込みの際、必ず印鑑を持参してください。

地域ネコについては登録ボランティアの申請が必要になります。登録ボランティアについては生活衛生課事業係にお問い合わせください。

譲渡するネコは飼いネコとして助成します。

(4) 登録ボランティア制度

・地域ネコ活動を円滑に進めるには、地域ネコのトイレのしつけなどの管理方法、不妊去勢手術を受けさせるための捕獲や見守り方法など、知識経験技術が必要になります。これらを多くの人に伝え、活動の輪を広げていくのが登録ボランティアです。登録ボランティアを増やし、地域ネコ活動を区内にひろめるために、行政が制度を運営します。

・登録期間 毎年度末

年度末に活動報告書の提出により、次年度登録を更新する。

・登録要件

行政担当者から説明を受け、制度の趣旨に賛同し理解している。
活動地域の周辺住民にあいさつをし、活動の了解を得ている。

*登録ボランティアが虚偽の報告をしたり、ガイドラインに違反する行為を行った場合は、登録を抹消する。

*周辺住民へのあいさつ

周辺の住民へは、区の担当者がボランティアに同行して活動当初、一緒にあいさつに伺います。

災害発生時の備え

災害がおきたら、まずは自身の安全から確保をしましょう。飼い主が無事でないとペットを守ることはできません。

- ネコの身元が確認できる迷子札、マイクロチップ等を装着しておきましょう。
- 避難所では、ネコはケージやキャリーバックに入っていることが多くなります。日頃からケージやキャリーバッグに慣れさせておきましょう。
- 災害時にはいつもあげているペットフード、薬などは入手しにくいことが予想されます。最低でも5日分は用意しておきましょう。
- 万が一、逃げてしまったときのことを考えて飼いネコの全身写真を用意しておきましょう。

災害に備えて事前に用意しておきたいもの【ネコ用】

(揃っているかチェック☑しましょう)

- フードと水(最低5日分)、フード・飲み水入れ
- トイレ用品(糞回収袋、新聞紙等)
- 迷子札付き首輪(飼い主の名前や住所が分かるもの)
- ケージ、キャリーバッグ
- 持病がある場合は医薬品
- 飼いネコの全身写真
- その他必要なもの
(ストレス発散が出来るおもちゃ、爪とぎ、段ボールなど)
- 家のおいのついたタオルなど



猫に関する法令など(抜粋)

◎動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年10月1日法律第105号)

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(犬及び猫の繁殖制限)

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

○東京都動物の愛護及び管理に関する条例(昭和54年10月27日法律第105号)

(目的)

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、都民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

(都民の責務)

第四条 都民は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、動物の愛護に努めるとともに、都が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第五条 飼い主(動物の所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。以下同じ。)は、動物の本能、習性等を理解するとともに、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養又は保管をするよう努めなければならない。

- 2 飼い主は、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心がけ、もって人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならない。
- 3 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養するよう努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養することが困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第六条 飼い主になろうとする者は、動物の本能、習性等を理解し、飼養の目的、環境等に適した動物を選ぶよう努めなければならない。

(動物飼養の遵守事項)

第七条 飼い主は、動物を適正に飼養し、又は保管するため、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 適正にえさ及び水を与えること。
- 二 人と動物との共通感染症に関する正しい知識を持ち、感染の予防に注意を払うこと。
- 三 動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合には、必要な措置を講ずること。
- 四 適正に飼養又は保管をすることができる施設を設けること。
- 五 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にすること。
- 六 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。
- 七 異常な鳴き声、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- 八 逸走した場合は、自ら捜索し、収容すること。

(猫の所有者の遵守事項)

第八条 猫の所有者は、法第三十七条第一項及び第五条第三項に掲げるもののほか、猫を屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、みだりに繁殖することを防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成25年環境省告示第82号）

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。

2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又は糞尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。

4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。

5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第22条の5（*1）の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化（*2）に関する情報を提供するように努めること。

6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

*1) 法 22 条 5 項（動物の愛護及び管理に関する法律）

（幼齢の犬又は猫にかかる販売等の制限）

出生後 56 日を経過しない犬、猫の販売等の禁止。

*2) 社会化

子猫がさまざまな刺激や経験を通して、猫社会のルールや、人や他の動物とのつき合い方を学び、社会に適応していくこと。社会化期は生後3～12週間くらいと言われる。